

真鶴町電力供給事業に関する仕様書

1 概要

- (1) 件 名 2026年度真鶴町電力供給事業（ゼロ債務負担行為）
- (2) 対象施設 表1－1 参照
- (3) 需要場所 表1－1 参照
- (4) 業種及び用途 表1－1 参照
- (5) 供給期間 2026年4月1日から2027年6月30日まで
※真鶴中学校は新校舎建設のため、2026年8月31日までとする。

2 仕様

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とすること。なお、再生可能エネルギーであることを 証明する証書等は、以下のとおりとする。

■ 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー 電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）

■ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT 非化石証書又はトラッキング付非FIT 非化石証書（再エネ指定）、所内消費分の電力由来のグリーンエネルギー証書（電力）、再生 可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

(1) 供給電気方式等

- (ア) 供給電気方式 交流3相3線式
- (イ) 供給電圧（標準電圧） 6, 600ボルト
- (ウ) 計量電圧（標準電圧） 6, 600ボルト
- (エ) 標準周波数 50ヘルツ
- (オ) 電気方式 1回線受電
- (カ) 自家発電設備の有無 表1－2 参照
- (キ) 現供給者 丸紅新電力株式会社
- (ク) 計量日 毎月1日

(2) 契約電力・予定使用電力量等

(ア) 契約電力

各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値（kW）とする。

(イ) 予定使用電力量（2024年9月～2025年8月使用実績に基づく）

表2－1 参照

(ウ) 最大需用電力実績（2024年9月～2025年8月使用実績に基づく）

表2－2 参照

(エ) 力率実績 (2024年9月～2025年8月使用実績に基づく)

表 2 - 3 参照

(3) 電力量等の検針 (自動検針装置の有無、検針方法、計量器の構成)

表 1 - 3 参照

(4) 需要地点

表 1 - 4 参照

(5) 電気工作物の財産分界点

表 1 - 4 参照

(6) 保安上の責任分界点

表 1 - 4 参照

3 支払方法後払い (毎月払い)

(1) 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

(2) 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を契約単位で所管する部署に対し、郵送、電子メールへの添付、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。

4 契約方法及び入札にあたっての積算方法

(1) 契約方法

(ア) あらかじめ月額の基本料金単価及び電力量料金単価を定め、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

(イ) 予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減があっても単価の変更は行わないものとする。

(ウ) 電気料金の算定方法は下記とする。

①基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

・ 基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力 × (185 - 力率 / 100)

②電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

且つ、燃料費等調整単価は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額の単価を超えない範囲とする。

・ 電力量料金 = 使用電力量 × (電力量契約単価 + 燃料費等調整単価)

③再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める単価とする。

・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量

(2) 入札にあたっての積算方法

本件は単価契約であるが入札金額は総額によるものとする。なお、積算根拠となる契約単価及び入札金額積算内訳書を添付の様式により入札時に提出することとし、積

算方法は次のとおりとする。

- (ア) 施設ごとに真鶴町が仕様書で提示している契約電力及び予定使用電力量に基づき、月額基本料金単価、電力量料金単価を算出したうえで、各月の金額の総額を算出し、その合計を入札金額とする。
- (イ) 各使用月の力率は一律100パーセント、燃料費調達額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。
- (ウ) 各月の合計については、1円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (エ) 表2-1に記載してある契約電力は、入札金額を算出するための値であり、実際の契約電力は、前頁の2(2)(ア)に記載のとおりとする。

なお、2026年9月以降の予定使用電力について、真鶴中学校は、新校舎建設により、建設中はまなづる小学校に機能を移転するため一般の利用はなくなる。ただし、工事等により電力を使用する可能性があることに留意し積算すること。

5 特記事項

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内のみなし小売電気事業者（または一般送配電事業者）が定める標準供給条件による。
- (3) 通信機能付き計量器設置等の初期工事のための手続き等は電気事業者で行うものとする。
- (4) 電力の安定供給のため、自社による発電が行えなくなった場合に備え、他社が代わって真鶴町に電力の供給を行う契約を締結すること。その場合の一切の費用は真鶴町に請求しないものとする。
- (5) 料金の請求方法は次のとおりとする。
 - (ア) 請求書については施設ごとに作成し、各請求書は各施設の管理所属に送付するものとする。
 - (イ) 請求に当たっては、請求書のほか、内訳書（契約種別、請求金額、基本料金及び算出根拠（単価、最大需用電力、契約電力、力率など）、電力量料金及び算出根拠（単価、使用電力量、燃料費調達額）、電気事業者による再生エネルギー電機の調達に関する特別措置法に基づく賦課金などを記載したもの）を添付する。
 - (ウ) 使用電力量の検針後、検針結果を速やかに各施設の所管課に通知するものとする。
- (6) 本契約による電気料等の各データについて、真鶴町が請求した場合は速やかに真鶴町に提供する。
- (7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - (ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

- (イ) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (ウ) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (オ) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。また業務上知り得た事項を漏らしてはならない。